

# 北空知衛生センター組合公告式条例

昭和41年4月19日  
組合条例第1号

改正 昭和43年 3月 5日組合条例第1号  
昭和45年 7月 7日組合条例第3号  
昭和46年 9月 1日組合条例第3号  
平成10年 3月26日組合条例第1号  
令和 2年 3月24日組合条例第1号  
令和 7年12月22日組合条例第5号

第1条 北空知衛生センター組合（以下（組合）という。）の条例は組合長がこれに署名した公布年月日を記入して公布する。

（昭43組合条例1・一部改正）

第2条 前条の規定による公布は、組合のホームページに設置した掲示場に掲示してこれを行う。ただし、これにより難い場合は、深川市役所、妹背牛町役場、秩父別町役場、北竜町役場及び沼田町役場の掲示場に掲示して行うことができる。

（昭45組合条例3、昭46組合条例3、平10組合条例1・一部改正、令2組合条例1・一部改正、令7組合条例5・一部改正）

第3条 前2条の規定は、組合規則、組合議会の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについてこれを準用する。ただし、法令又は条例に別段の定めがあるときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月5日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月1日から適用する。

附 則（昭和45年7月7日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年9月1日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月26日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月24日組合条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月22日組合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。